

湖西市指定ごみ袋取扱い業務委託契約書

湖西市長 (以下「甲」という。) と、

(以下「乙」という。) は、湖西市指定ごみ袋 (以下「指定袋」という。) の取扱い業務について次のとおり委託契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 指定袋の仕入と市民への販売。
- (2) 販売した指定袋に係る、廃棄物処理手数料の収納。

(指定袋の発注及び販売)

第2条 乙は、甲が指定した事業所に、自己が見積もった数量の指定袋を発注する。納品された指定袋については、善良なる管理者の注意を持って適正に保管し販売しなければならない。

(廃棄物処理手数料の徴収)

第3条 乙は、指定袋を市民に販売した際は、「湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第17条に定める額の廃棄物処理手数料を、「湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第22条の規定により徴収する。廃棄物処理手数料には、消費税は賦課しないものとする。

(廃棄物処理手数料の収納)

第4条 乙は、甲から納品された指定袋の数量に応じた廃棄物処理手数料を、速やかに甲に納入する。

(委託料の額)

第5条 本契約の委託料は、委託業務に係る取扱手数料をもってこれに代えるものとし、その額は、10枚を単位とし15円（消費税を含む。）とする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、第4条に規定する業務の取扱数量に、前条の額を乗じて算出した委託料を甲に請求する。甲は、乙の請求があったときは速やかに支払うものとする。

(契約の期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から令和 年3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかから契約解除の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長し、それ以後についても同様とする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務を実施するにあたって知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

(再委託及び権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(立入検査等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙の契約業務の実施状況について検査を行い、適正な履行についての指示をすることができる。

(損害賠償)

第11条 指定袋の受領後及び徴収した廃棄物処理手数料の納入までに発生した損害等一切は、乙の責任とする。また、乙が故意又は怠慢により廃棄物処理手数料を納入しなかったときは、甲は損害賠償を請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が甲の損害を賠償しようとする場合で、将来において甲が乙に支払う委託料があるときは、乙が甲に支払う損害賠償金と甲が乙に支払う委託料とを相殺することができる。

(遅延違約金)

第12条 甲は、乙が徴収した廃棄物処理手数料を納入期限内に納付できない場合は、遅延日数に応じ、「湖西市税外収入金の督促等に関する条例」に規定により計算した額を遅延違約金として請求することができる。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 静岡県湖西市吉美3268番地

氏 名 湖西市長

乙 住 所

氏 名

湖西市指定ごみ袋取扱い業務委託契約書（書き方見本）

湖西市長 (以下「甲」という。) と、○○○商店 □山 △郎

(以下「乙」という。) は、湖西市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の取扱い業務について次のとおり委託契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 指定袋の仕入と市民への販売。
- (2) 販売した指定袋に係る、廃棄物処理手数料の収納。

(指定袋の発注及び販売)

第2条 乙は、甲が指定した事業所に、自己が見積もった数量の指定袋を発注する。納品された指定袋については、善良なる管理者の注意を持って適正に保管し販売しなければならない。

(廃棄物処理手数料の徴収)

第3条 乙は、指定袋を市民に販売した際は、「湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第17条に定める額の廃棄物処理手数料を、「湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第22条の規定により徴収する。廃棄物処理手数料には、消費税は賦課しないものとする。

(廃棄物処理手数料の収納)

第4条 乙は、甲から納品された指定袋の数量に応じた廃棄物処理手数料を、速やかに甲に納入する。

(委託料の額)

第5条 本契約の委託料は、委託業務に係る取扱手数料をもってこれに代えるものとし、その額は、10枚を単位とし15円（消費税を含む。）とする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、第4条に規定する業務の取扱数量に、前条の額を乗じて算出した委託料を甲に請求する。甲は、乙の請求があったときは速やかに支払うものとする。

(契約の期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から 年3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかから契約解除の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長し、それ以後についても同様とする。

裏面もご覧ください

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務を実施するにあたって知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

(再委託及び権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(立入検査等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙の契約業務の実施状況について検査を行い、適正な履行についての指示をすることができる。

(損害賠償)

第11条 指定袋の受領後及び徴収した廃棄物処理手数料の納入までに発生した損害等一切は、乙の責任とする。また、乙が故意又は怠慢により廃棄物処理手数料を納入しなかったときは、甲は損害賠償を請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が甲の損害を賠償しようとする場合で、将来において甲が乙に支払う委託料があるときは、乙が甲に支払う損害賠償金と甲が乙に支払う委託料とを相殺することができる。

(遅延違約金)

第12条 甲は、乙が徴収した廃棄物処理手数料を納入期限内に納付できない場合は、遅延日数に応じ、「湖西市税外収入金の督促等に関する条例」に規定により計算した額を遅延違約金として請求することができる。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

△△年××月××日

日付は入れないでください。

甲 住 所 静岡県湖西市吉美3268番地

氏 名 湖 西 市 長

乙 住 所 ××市 ××× ○○番地

氏 名 ○○○商店 □山 △郎 印